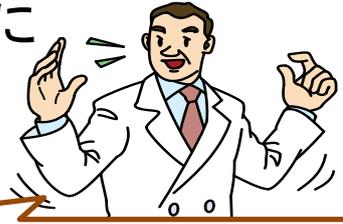


次代につなぎ 未来につなぐ 相続登記

土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

トラブルを未然に防ぐためにも早めに相続登記をしませんか。



登記のとおり、私が所有者です！

相続登記をしないと発生する様々な問題



売却して現金化したいが売買による所有権移転登記ができない

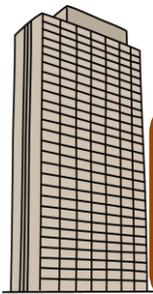
用地買収の話がもちあがったため兄弟間で争いになった



空き家の所有者との交渉ができない

早いこと
相続登記を
しておけば
こんな事には
ならず
金と費やした
時を費やした

第2次相続、第3次相続が発生して連絡がとれない法定相続人がいる

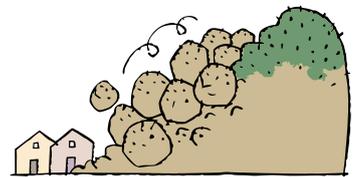


再開発計画地の地権者との交渉が進まない

連絡がとれず森林が荒廃



災害復旧のための工事をしたいが所有者と連絡がとれない



相続人から依頼を受けた司法書士(国家資格)は、法務局へ登記の申請をすることができます。

法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html

司法書士アクセスブック「よくわかる相続」【PDF】

(日本司法書士会連合会のホームページからダウンロードできます。)

法務省ホームページ「申請書の様式」

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00001.html

福島地方法務局ホームページ「登記相談の予約制について」

<http://houmukyoku.moj.go.jp/fukushima/>

国民の権利と財産を守る

法務局

Legal Affairs Bureau

土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士がすること 法務局がすること

土地や建物の名義を確認

登記情報提供制度

被相続人 法務太郎 相続関係説明図

住所 ○○市○○区○○番地
死亡 平成25年2月1日
(被相続人)
法務太郎

住所 ○○市○○区○○番地
出生 昭和45年6月7日
(相続人)
法務一太郎

住所 ○○市○○区○○番地
出生 平成25年5月1日
(相続人)
法務花子

戸籍をたどって法定相続人を確認

適式な遺言がない場合は誰がどの遺産を相続するかなどを決めて書類を作成

遺言分給協議書

遺言者 ○○市○○区○○番地 法務太郎 (被相続人) の死亡によって開始した相続の共同相続人である遺言者 法務太郎は、本日、その相続財産について、次のとおり権利の帰属を決定した。

1. 相続財産のうち、下記の不動産は、法務一太郎 (法定相続人) に、法務花子 (法定相続人) に、それぞれ、1/2ずつ相続する。
2. 相続財産のうち、法務太郎の所有する自動車 (車台番号○○○○) は、法務太郎の所有する自動車 (車台番号○○○○) の50%の割合で法務太郎と法務一太郎、法務花子と法務太郎の2名で共有する。

この協議書を作成するため、本協議書を作成して、それぞれに署名、押印し、各1部を添付するものとする。

法務太郎 法務一太郎 法務花子 共同
○市○区○番地 法務太郎 法務太郎 法務太郎

不動産の種類
所在地 ○○市○○区○○番地
種類 土地
面積 12.34㎡

登記申請書

登記の目的 所有権移転 (第1)

原 因 遺言による法定相続 (第1)

被 継 人 (被相続人 法務太郎) (第2)

継 承 人 (相続人 法務一太郎) (第3)

(相続人 法務花子) (第4)

(相続人 法務太郎) (第5)

登記事項 所有権 (第9)

権利取得 法定相続 (第10)

登記簿の備考 (第11)

登記簿の備考 (第12)

登記簿の備考 (第13)

登記簿の備考 (第14)

登記簿の備考 (第15)

登記簿の備考 (第16)

登記簿の備考 (第17)

登記簿の備考 (第18)

登記簿の備考 (第19)

登記簿の備考 (第20)

これは、記載事項の中で、下に線が引かれている部分と、書類の内容に比べて重複してはならない(「誤記」や「脱記」は、記載しない)ものである。

登記に必要な添付書類を集める

登記申請書を作り添付書類を整える

登録免許税を納める

登記申請書類を管轄の法務局に提出する

登記申請書の受付

書類を審査して必要に応じて補正を促す
(補正できない場合は取下げ又は却下決定)

登記官が登記を実行する

登記識別情報通知書等を作成する

登記完了証・登記識別情報通知書を受領する

必要に応じて登記事項証明書を取得する

福島地方法務局・福島県司法書士会・福島県土地家屋調査士会

福島地方法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/fukushima/>

未来につなぐ相続登記

福島県司法書士会

総合相談センター 相談予約

フリーダイヤル0120-81-5539